

(4)-3 各種届出について

1 [平成 30 年度] 障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認

今年度も、障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認を行います。ウェルネットなごや（下記参照）からダウンロードのうえ、以下の書類のご提出をお願い致します。（押印漏れ、記載漏れのないように、ご注意ください）

※報酬改定に伴い一部様式が変更となります。書類については準備が整い次第ウェルネットなごやに掲載予定です。

※提出書類も追加となる可能性があります。

※資格要件がわかる書類等は早めにご準備ください。

(1) 全事業所対象

- ① 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（平成 30 年 4 月）」
- ~~② 「平成 29 年度勤務実績一覧表」~~
- ③ 児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者の資格のわかる書類（実務経験証明書、資格証など。）
- ④ 児童発達支援管理責任者の実務経験証明書・修了証書（未提出の場合）
…平成 29 年度以降に配置された児童発達支援管理責任者を除く
- ⑤ 障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑥ 障害児（通所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ⑦ 各種加算にかかる加算届出書、添付書類等（資格者証等）…該当事業所

※上記証明書等について、写しの場合は原本証明が必要です。

※「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書類 に掲載予定

注意点等

※平成 30 年 5 月 1 日の算定加算届も平成 30 年 4 月 13 日(金)が締切になっております。提出期限を過ぎますと、6 月以降の算定になりますのでご注意ください。

※加算届出書や添付書類等についての詳細は、ウェルネットなごやをご覧ください。

※様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

※資格者証等の原本の写しを提出される場合は、原本証明をお忘れなくお願いします。

(3) 提出先

〒460-8508 (住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付することは事務処理上支障が生じますので、ご遠慮ください。

(4) 提出期限

提出期限…平成 ~~29~~30 年 4 月 13 日(金)※15 日の消印は受け付けます。

2 平成 29 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書について

(1) 提出期限

平成 29 年度の最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を報告することになっています。

(例) 3 月サービス提供分が、5 月に支払われた場合、提出期限は、

平成 30 年 7 月 31 日 (火) となります。

(2) 提出書類

平成 29 年度分の報告様式については 6 月ごろにウェルネットなごやに掲載する予定ですのでご注意ください。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」

[提出先]

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市内のみ	名古屋市
名古屋市と中核市	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合のみを除く）	名古屋市及び愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合を除く）及び他の都 道府県	名古屋市、愛知県及び他の 都道府県

また、名古屋市に提出する場合でも障害福祉サービスを行っているかによって提出先が異なります。

法人で運営するサービス種類	提出先
・ 障害児通所支援事業のみ	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係
・ 障害児通所支援事業 ・ 障害福祉サービス事業	健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

3 業務管理体制の整備に関する届出の変更について

運営する事業所が全て名古屋市内にある法人は、変更届などの届出は全て名古屋市になります（名古屋市以外で県内に事業所がある場合は、従来どおり愛知県です）。

既に届出を行っている法人については、変更事由に該当しない限りは改めて届出を行う必要はありません。変更事由に該当する際に、下記の表に該当する届出先に届出が必要です。

届出については法律ごとであるため、障害者総合支援法、介護保険法、子ども・子育て支援法等による業務管理体制の届出とは別に届出が必要です。また、同じ児童福祉法上の障害児通所（入所）支援と障害児相談支援においても、届出は別々になります。

①障害児通所支援事業所等の展開状況による届出先

名古屋市以外の事業所の所在地	障害児通所（入所）支援事業を行っている場合の届出先	障害児相談支援事業を行っている場合の届出先
なし	名古屋市	名古屋市
愛知県内の他市町村	愛知県	愛知県
愛知県外の市町村	厚生労働省	厚生労働省

②変更事由

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、法令遵守責任者の指名（フリガナ）及び生年月日
- 6、業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 1～4については、事業所の変更届の提出がなされていれば、業務管理体制の整備の変更届は不要です。

※ 5～7については、業務管理体制の整備の変更届（第3、4号様式）の提出が必要です。

※本件の取扱いは、提出先が名古屋市の場合に限ります。

③提出書類及び様式

詳しくはウェルネットなごやをご確認下さい。

4 事故報告について

基準省令第52条第1項により、支援の提供により事故（行方不明、重傷等による救急搬送、警察署が関与するような事件等）が発生した場合は、速やかに本市に対して連絡及び報告をお願いします。特に、児童の見失いは、その後発見されたとしても、速やかに報告をお願いします。

5 児童発達支援管理責任者の研修修了証について

現在、児童発達支援管理責任者の研修要件について、みなし規定により猶予されていた事業所はみなし期間が終了する前に、当該研修の修了証の写し（原本証明必要）を子ども福祉課までご提出ください。みなし期間経過後も研修修了証の提出がないまま、通常の報酬請求を算定していた場合は、遡って返還していただきますので、ご注意ください。

各種届出期限等一覧

届出書類	期限	提出先
障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 （新たに加算算定、終了、減算、加算区分変更等）	加算の算定は算定月の前月 15 日までに（必着）	子ども福祉課
変更届	変更があった日から 10 日以内 ※児童発達管理責任者の変更・主たる対象者の変更・事業所の移転については事前相談が必要です。	子ども福祉課 ※障害福祉サービスにも影響のある変更は、健康福祉局障害者支援課にも別途届出必要。
廃止・休止届	廃止・休止の 1 か月以上前までに。	子ども福祉課
福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日 ※平成 29 年度は、平成30年7月31日（消印有効）	※法人単位で届出。市外の事業所の有無、障害福祉サービス有無により異なる。 ※詳細はウエルネットなごや参照
業務管理体制届出（障害児通所支援事業・障害児相談支援事業）	指定後速やかに。	名古屋市内のみ場合は子ども福祉課 ※詳細はウエルネットなごや参照
事故報告	事故発生後速やかに。 ※事故発生時、まず一報を入れて下さい。	子ども福祉課
児童発達支援管理責任者の研修修了証（相談支援従事者初任者研修（講義	研修終了後速やかに。	子ども福祉課

部分) 修了証も必要)		
-------------	--	--

※各様式はウェルネットなごやにあります

平成 30 年 3 月集団指導で通知の提出物

- 1 [平成 30 年年度] 障害児 (通所) 給付費算定に係る体制等の確認書類
提出書類及び提出期限は、平成 29 年 3 月の集団指導資料を参照。
- 2 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善加算の新しい加算を取得する場合
の確認書類
提出書類及び提出期限は、平成 30 年 3 月の集団指導資料を参照。